厚生環境委員会会議録

I 日 時 令和7年9月29日(月)

午前 10 時 00 分開会 午前 11 時 41 分休憩 午前 11 時 47 分開議 午後 0 時 27 分閉会

Ⅱ 場 所 第3委員会室

Ⅲ 出席委員

委員長 藤井大輔 副委員長 誠二 横田 委 員 針 山 健 史 IJ 亀山 彰 川島国 IJ IJ 瘧師富士夫 IJ 五十嵐 務 菅沢 裕明

Ⅳ 出席説明者

生活環境文化部

生活環境文化部長 竹內 延和

理事·生活環境文化部次長

柳田 貴広

生活環境文化部次長 林原 泰彦生活環境文化部次長 中島 浩薫

参事・スポーツ振興課長

新 保 暢

参事·環境政策課長 九澤 和英 参事·環境保全課長 吉森 信和

県民生活課長・県民生活課課長

(水雪土地対策担当)熊本 誠

県民生活課課長(くらし安全担当)

山田 実功

文化振興室長·文化振興室文化政策課長

杉原 英樹

文化振興室芸術振興課長

岡田 昌子

スポーツ振興課課長(富山マラソン推進担当)

堺 広光

スポーツ振興課課長(スポーツ環境等充実担当)

野中 順史

環境政策課課長(廃棄物対策担当)

森 友子

自然保護課長朝山弘康

厚生部

厚生部長有賀 玲子

こども家庭支援監 川西 直司

理事 • 厚生部次長 式庄 寿人

厚生部次長(健康対策室長)

守田万寿夫

参事•医務課長 小倉 憲一

参事・こどもの心のケア推進担当

加納 紅代

参 事 · 健 康 対 策 室 健 康 課 長

利田 智恵

参事・くすり振興課長

竹内 大輔

厚生企画課長橋本桂芳

厚生企画課課長(医療保険担当)

牧野 尚恵

高齢福祉課長 勝山誠司郎

高齢福祉課課長(地域包括ケア推進担当)

若 林 勇人

こども家庭室長・こども政策課長

池田佳美

こども家庭室子育て支援課長

伊東 一彦

こども家庭室こども未来課長

そう川さおり

こども家庭室課長(児童相談所等機能強化推進担当)

稲垣 岳彦

障害福祉課長 河尻 茂明

医務課課長(医療政策担当)

岩村 耕二

医務課課長 (医師・看護職員確保対策担当)

中村真由美

健康対策室感染症・疾病対策課長

川辺秀一

生活衛生課長 清水 治

薬事指導課長 笹島 厚美

くすり振興課課長(くすりコンソーシアム推進担当)

井口真由美

Ⅴ 会議に付した事件

- 1 9月定例会付託案件の審査
- 2 請願・陳情の審査
- 3 閉会中継続審査事件の申し出について
- 4 厚生環境行政当面の諸問題について
- 5 行政視察について

Ⅵ 議事の経過概要

- 1 9月定例会付託案件の審査
- (1) 説明事項

藤井委員長 初めに、本定例会において本委員会に付託されました諸案件の審査に入ります。

付託されております諸案件は、お手元にお配りしてある 議案付託表のとおりでございます。

(2) 質疑·応答

これより付託案件について質疑に入ります。

質疑はありませんか。――ないようでありますので、これをもって質疑なしと認めます。

(3) 討論

藤井委員長 これより討論に入ります。

討論はありますか。 — ないようでありますので、討論な しと認めます。

(4) 採 決

藤井委員長 これより付託案件の採決に入ります。

本委員会に付託されました議案第101号令和7年度富山県一般会計補正予算(第3号)のうち、本委員会所管分外3件について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

藤井委員長 挙手全員であります。

よって、議案第101号外3件については、原案のとおり 可決すべきものと決しました。

2 請願・陳情の審査

藤井委員長 次に、請願・陳情の審査に入ります。

陳情は6件付託されておりますので、当局から説明をお 願いいたします。

川 辺 感 染 症 ・ 疾 病 対 策 課 長 陳 情 第 3 4 号 に つ い て 説 明 い た し ま す 。

この陳情では、新型コロナウイルスワクチンの定期接種対象を全年齢層に拡大すること、新型コロナウイルスワク

チンの接種費用の補助対象を全世代に拡充すること、他の 感染症ワクチンと併せて予防接種の意義を周知啓発するこ とが求められております。

新型コロナウイルスワクチンは、65歳以上の高齢者など重症化リスクの高い方について予防接種法上の定期接種の対象とされており、国及び市町村において接種費用の助成が行われておるところでございます。ワクチンの対象年齢の範囲や接種費用の公費助成は、国が科学的知見に基づきるの安全性や有効性、費用対効果などを精査した上で予防接種法に位置づけて実施することを基本と考えており、県が独自に接種対象年齢等を拡大することは考えておりません。

県としては、引き続き県民に対しワクチン接種の正しい情報提供に努めてまいります。

続きまして、陳情第35号について御説明いたします。

この陳情では、コロナ明けといったなどの言説に見られる新型コロナ感染症に対する社会の過小評価が感染症対策の放棄を助長し、公衆衛生対応全体が弱体化することを懸念し、従来感染症を含めた包括的な公衆衛生対策の再構築、リスク認識の偏りを正すための正確な情報提供、コロナ罹患後症状に対応する専門的な診療体制の整備、感染症対策と経済の両立を前提とした政策形成、科学的根拠に基づいたマスク着用等の感染予防の推奨が求められております。

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月から5類感染症に位置づけられ、その後の移行期間を経て、令和6年4月からは通常医療体制の中で対応されているところでざざいます。しかし、今後も新型コロナが感染拡大を繰り返すことも想定されることから、国や県では感染症発生動向調査により感染状況の把握や流行株のゲノム解析を継続実施するとともに、県民への適切な情報提供や注意喚起等に

努めております。

また県では、政府行動計画の改定を踏まえ、令和7年3月に県新型インフルエンザ等対策行動計画を改定し、感染症危機が発生した場合には県民の生命及び健康を保護するとともに、県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小限となるよう関係機関と連携して感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策に取り組むこととしております。マスクの着用につきましては、令和5年3月から個人の

マスクの着用につきましては、令和5年3月から個人の判断が基本とされておりますが、高齢者等重症化リスクの高い方、感染防止対策としてマスクの着用が効果的な場面や、せきやくしゃみなどの症状がある場合等においてはマスクの着用を推奨されております。

また県においても、新型コロナやインフルエンザ等の感染症の予防及び感染拡大防止の対策として、県民の皆様に対し、手洗い、換気、マスク着用を含むせきエチケットなどをお伝えしているところです。引き続き県民の皆様へ適切な情報提供に努めてまいります。

続きまして、陳情第37号について説明いたします。

この陳情では、新型コロナウイルス感染症罹患後症状支援体制の構築に関して、医療機関や福祉サービスの対応力向上、住民への啓発活動の強化、実態調査の実施と施策への反映が求められております。

医療機関や福祉サービスへの対応力向上や連携体制の構築については、国が罹患後症状の診療や相談に対応する医療従事者向けに作成した手引き、新型コロナウイルス感染症診療の手引きの別冊、罹患後症状のマネジメントを周知しているほか、患者が受診先に迷う際などに参考となるだいる場後症状の受診・相談先として公表に同意など、適切な医療を受けていただけるよう努めているところでござ

います。

啓発活動の実施については、県のホームページに罹患後の代表的な症状や診療科、相談先、支援制度などを掲載し、周知に努めております。

実態調査につきましては、国において研究機関や自治体と連携し、発生頻度や症状、経過などに関する疫学調査が実施され、厚生労働省ホームページにてその情報が公表されておりますが、依然として不明な点も多いことから、引き続き国に対し罹患後症状の調査の実施や知見の周知を行うよう要望してまいります。

続きまして、陳情第38号について説明いたします。

この陳情では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えるため、感染状況に応じた段階的な注意喚起が可能な制度、注意報・警報制度の創設や、県民に広く周知するための効果的な情報発信体制の構築、国や他自治体への制度整備の要請等が求められております。

県では、毎週全国の感染状況や地域別の感染状況として、 県内厚生センター、富山市保健所管内ごとのデータをグラフ化し、県ホームページで公表しているほか、感染状況に 応じて県公式SNS等を活用した注意喚起を実施しております。

また、大型連休や年末年始など医療機関が休診となる期間の前には、知事会見で新型コロナ等の感染症への注意を広く県民の皆様へ呼びかけております。

なお、新型コロナ感染症の流行水準に基づく注意報・警報レベルの設定については、国は長期間のデータの蓄積が必要なため現時点で示すことは困難としており、県は全国知事会を通じ、季節性インフルエンザ等と同様の全国統一の基準を早急に設定するよう国に要望しているところです。

今後とも県内の感染状況を注視し、引き続き情報発信に

努めてまいります。

続いて、陳情第39号のうち、当委員会所管分について御 説明いたします。

この陳情では、小児・生徒向けワクチン接種体制の拡充が求められております。

新型コロナワクチンは、令和6年度から重症化予防を目的に、65歳以上の高齢者など重症化リスクの高い方を対象に予防接種法に基づく定期接種となり、それ以外例外の方には任意接種として実施されております。小児・児童・生徒は任意接種に該当することになりますので、ワクチンの接種を希望される場合はかかりつけ医や近隣の医療機関にあらかじめお問合せいただき接種されるものと承知しております。

清水生活衛生課長 陳情第36号について御説明いたします。

この陳情では、感染症対策として、1点目は、条例・、 指導要綱の整備による調理営業・食品販売業従事者のマスク着用義務化、2点目は、マスク着用実施店舗の表示制度 導入、3点目は、事業者向けのマスク着用ガイドラインの 策定とその周知を求められております。

1点目、3点目の調理営業・食品販売業従事者のマスク着用に関しては、食品衛生法第51条で、公衆衛生上必要な措置について、厚生労働省令で基準を定めるとされ、食品衛生法施行規則別表第17において「食品等取扱者は、食品又は添加物を取り扱う作業に従事するときは、目的に応じた専用の作業着を着用し、並びに必要に応じて帽子及びマスクを着用すること」と規定されております。

県では、営業許可取得時の施設調査や食品衛生一斉監視等の施設立入り時のほか、食品衛生責任者養成講習会など、機会を捉えてマスク着用について啓発に努めているところでございます。

2点目のマスク着用実施店舗の表示制度については、マスクの着用借用を要件としたものではございませんが、各地域の食品衛生協会が一定の衛生管理に取り組んでいる飲食店等を「食の安心・安全・五つ星店」として登録し、店頭等でのステッカーの掲示や食品衛生協会のホームページへの掲載などにより、消費者に衛生管理が徹底されていることをアピールする取組が進められております。

藤井委員長 ただいま当局から説明を受けましたが、これについて御意見等ございませんか。 ── ないようでありますので、これをもって陳情の審査を終わります。

3 閉会中継続審査事件の申し出について

藤井委員長 次に、閉会中継続審査事件の申し出の件を議題 といたします。

本委員会の閉会中継続審査事件については、お手元にお 配りしてある申し出案のとおり、議長に申し出たいと思い ます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

藤井委員長 御異議なしと認めます。

よって、お手元にお配りしてある申し出案のとおり、議 長に申し出ることに決定いたしました。

4 厚生環境行政当面の諸課題について

針山委員

文化振興について

菅沢委員

- ・ 能 登 半 島 地 震 に つ い て
- ・退職に当たっての所感について

川島委員

・ 子 育 て 支 援 環 境 の 充 実 に つ い て

五十嵐委員

・ 高 度 救 急 医 療 体 制 に つ い て

横田委員

- ・文化観光推進について
- 藤井委員
- ・医療的ケア児の災害時対応について
- 藤井委員長 それでは、所管行政一般についての質問に入ります。

質疑・質問はありませんか。

針山委員 私からは、文化振興についてお尋ねをいたします。

7月18日の文化審議会におきまして重要無形文化財保持者、いわゆる人間国宝に高岡・伏木の漆芸家、林曉さんが認定されるように、文部科学大臣に答申されたということで、大変地元も盛り上がっております。

髹漆という漆芸の基本となる技法が評価されたというこ

とですが、これを機会に、何か文化振興のきっかけになれておったわけですけれども、何かり見ました。 補助金とか助成金とかないのかなと思っておりまった。 そうしますと、本県の文化資源への興味・令和5年度からにということで、令和5年度かいたということであれる。 場内文化施設周遊バスツアー造成で、おりますらいますけれども、ホームページを見なっておりまけれども、ホームということになっますが、今年いっぱい申請を受付を終了されておりますが、8月1日に募集受付を終了されておりますが、8月1日に募集で付を終了されておりますが、8月1日に募集で付を終了されておりますが、2人気の支援事業だったんだろうと思っの実績等につきまの今年度の申請状況と、これまでの実績等につきました。

杉原文化政策課長 今ほど御紹介いただきました富山県内文 化施設周遊バスツアー造成支援事業につきましては、本県 の文化資源への興味関心を向上させる機会を提供するとと もに、県内周遊を促進することを目的としたバスツアーの

て 、 杉 原 文 化 政 策 課 長 に お 尋 ね を い た し ま す 。

造成に要する経費に対して補助するものでございます。令和 5 年度から実施しております。

これまでの実績といたしましては、令和5年度は1件、令和6年度は5件補助してきております。例えば、世界遺産五箇山と国宝瑞龍寺、チューリップ四季彩館を巡るの風とですとか、富山県美術館と棟方志功記念館、あいせたのでま鉄道の観光列車「一万三千尺物語」を組み合わせたツアー、また富山市ガラス美術館と能作さん、源の有形・一でまった。当時や食文化の魅力を発信する企画力のあるツアーなけ、京に支援してまいりました。

結果、2年間で199名の参加をいただいたところでございまして、本県の文化資源の価値や魅力に触れるとともに、飲食施設や宿泊施設など県内観光施設も訪問いただいたことで、地域の活性化にもつながったものと考えております。また、今年度の申請状況につきましては、5月7日から募集を開始いたしまして、7月28日に予算の上限に達したため募集を締め切ったところでございます。結果、9件の申請に対しまして、8件の交付決定を行ったところでございます。

今後とも文化関係施設、団体、観光事業者や県の関係部局等とも連携をいたしまして、本県における文化観光の充実に向けて取り組んでまいります。

針山委員 今ほど令和5年度は1件、令和6年度は5件、令和7年度は9件ということでありましたけれども、令和5年度、令和6年度は予算内で収まったのでしょうか。課長にお尋ねいたします。

杉原文化政策課長 収まっております。

針山委員 令和7年度について、ここまで急速にこの事業への申請が伸びた要因は何だとお考えですか。

- 杉原文化政策課長 詳細に把握までしておりませんけれども、 私見でございますが、口コミですとか、旅行事業者の間で の関心の高さなどがつながったものと考えております。
- 針山委員 先ほど言いましたけれども、人間国宝に認定されるということで、本県の文化振興に追い風が吹いていると思っております。8月で予算が終了したということでありますけれども、今年度まだまだ時間もありますし、補正などで増額対応といった手当てをしていただけたらなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

引き続きということになりますけれども、人間国宝に認定された林曉さんの作品に私もなかなか触れることはなかったんですが、9月28日から地元の伏木の勝興寺を中心として、ふしきの「ふ」芸術祭が今開幕をしております。そこで林さんの作品も3点展示されておりますが、県内の方はもちろんですけれども、県外の人を含めていろんな方に触れていただきたいなと思っております。

本県の誇るこの伝統工芸品をはじめ、県内外の優れた工芸作品を文化施設で展示するなど、県民が工芸の魅力を身近に体感できる機会を創出してはどうかと考えますが、竹内生活環境文化部長にお尋ねをいたします。

竹内生活環境文化部長 御紹介いただきましたように、高岡市在住の林曉先生、髹漆の分野で人間国宝として認定されるということでございまして、改めましてですが、長年にわたる御研さん、御努力に対し、深く敬意を表し、併せて心からお祝いを申し上げたいと思います。

御提案のありました工芸作品の展示につきましては、これは例えばでございますけれども、水墨美術館では、かなりの数の工芸作品を所蔵しておりまして、県内外の優れた作品を常設展示しているほか、工芸作品に焦点を当てた企画展も開催してきたところでございます。

また、林先生が幹事長をお務めになっていらっしゃる公益社団法人日本工芸会富山支部の主催によりまして、毎年高岡市で開催されております日本伝統工芸富山展、そして今年4月に県民会館で開催されました第11回日展富山展それぞれに県もささやかでございますが、開催費を一部支援させていただいております。

日本の美術界を代表する格調高い名品、国内最高レベルの美術作品を富山県で鑑賞いただく貴重な機会の創出に、これまで取り組んできたところです。

さらに、今回の人間国宝の認定という慶事を契機といた しまして、林先生の作品を多くの県民の皆さんに鑑賞して いただく機会を設けられないか今後検討してまいります。

芸術文化活動は、人々にあしたへの力をもたらすものでございます。今後ともより多くの県民の皆さんが、工芸をはじめとした文化芸術に触れていただき、親しむ機会の充実に取り組んでまいります。

針山委員 文化創造都市を掲げておる高岡でございます。歴 史に培われた多様な文化を生かしながら、高岡市の発展、 反映にともに歩んでいきたいと思っております。

文化施設ですけれども、特に富山県東部に少し偏っているような雰囲気もありますので、何か高岡でも文化振興に向けて取り組んでいただければと思います

菅沢委員 質問に先立ち、委員の皆さんのお許しをいただき まして特別の発言をさせていただきます。

竹内延和生活環境文化部長には、10月1日付で高岡市の 副市長に就任されるとお聞きをいたしております。

竹内さんには、昭和61年の入庁以来約40年間、近年では 市町村支援課長、ワンチームとやま推進室長、地方創生局 長、そして生活環境文化部長などの数々の要職を務められ、 長年にわたって富山県政の発展と県民福祉の増進に尽力を してこられました。

その中で、令和6年4月に生活環境文化部長御就任以来、 県民の生活環境の向上をはじめ環境保全や自然保護・管理、 芸術文化やスポーツ振興に至るまで、県庁で最も多岐にわ たる分野を所管する部のトップとして力を尽くされたわけ でございます。

本日は、40年お勤めの富山県庁を去られるに当たり、私ども富山県議会議員や、そして特に富山県庁の後輩職員の皆さんへの助言といいますか、さらには県民の皆さんへの思いなど、述べていただければ幸いに存じます。部長、お願いできますでしょうか。

竹内生活環境文化部長 今ほどは、菅沢委員から本当に過分 なお言葉を賜りまして、誠にありがたいと思います。あり がとうございます。

あしたをもって退職の運びとなります。長い間、大過なく過ごせましたのは、委員会の先生方をはじめ議会の先生方、そして県庁の上司の皆さん、同僚の皆さんの御指導、御鞭撻のおかげだと思い、深く感謝をしておる次第でございます。

助言というお言葉を頂きました。お話をするほどの功もなく、皆さんに御披露するようなお話もなくて残念ではございますが、あえて在任中、一つだけ思い出が深い話がございますので、少しお時間をいただければと思います。

私は平成25年度から2年間、自然保護課長としてこちらの委員会にも在籍させていただきました。

そのときに、立山有料道路においてバスの排ガス規制を するという条例案の策定をさせていただきました。

条例の中身は、一言で言えば環境性能に劣るバスは立山 有料道路の走行を規制させていただくという内容のもので ございますが、当然県内のバス業界の皆様には影響がある ということで、関係者の皆様に御説明をさせていただいたところでございます。その説明会におきましては、規制される側の方にとっては当然都合のよい話ではございませんので、いろんな御意見があったところでございます。

その中で、お一人の方から、「この規制の必要性が俺に分かるかと言われたら、よう分からんけれども、県庁のったちが考えて、県民や、最終的には我々バス業界にとであれるということでこの規制をされるということがありました。「この方が俺になった。」とを考えなきを頂き、最終的には皆様の御了解を得たということがありました。

そのときに強く感じましたのは、やっぱり信頼していただいていることのありがたさということでございます。その信頼というのは、当時の担当者である私どもがいただいたものというよりも、やはり長い間、県庁の先輩方が県民の方々との間で築かれてきたものなのではないかということも強く感じました。

正直申しまして、私どもの立案、施行いたします施策が、いつも成功を収めるということはないと思っております。 うまくいくこともあれば、成果が上がらないということも ございます。そのときでも、県民の方々から、少なくとも 県庁の職員が、私ら、自分ら、県民のことを考えて努力し ているんだと思っていただけるかどうか、それがやはり一 番大事なのではないかなと思った次第です。

その後は、自分がその信頼を毀損するようなことだけは しないようにと、できれば、そういった信頼を県庁の後に 続く皆さんにそのまま引き継ぎたいというような思いで任 務に当たってきたところでございますが、今、それができ ているかどうかちょっと心配な部分もあるんですが、その思いだけは大事にしてきたところでございます。

今後の県庁を担う方々は、多分私らの世代以上に厳しい社会情勢の中で、それでもやはり県民の皆様の福祉の増進を図っている。大変難しいお仕事をされてにうる、大変難しいます。施策も、先ほども同います。というまくいます。というまくいます。それでも、県民の皆さんに信頼といただのおなと思います。そのために何をすべきるのではないのか、そこはお一人お一人によくでいただければなと思います。

最後に少し説教じみたお話をしてしまいまして恐縮でございます。今後も富山県の限りない発展、そして富山県議会の先生方皆様の、また富山県庁の皆様の御活躍をお祈りしております。長い間お世話になりました。本当にありがとうございました。

菅沢委員 貴重な御発言を頂きました。御挨拶、本当にありがとうございました。

今後の竹内さんの御活躍を御期待し、御健勝を皆さんと ともにお祈り申し上げたいと思います。大変お世話になり ました。ありがとうございました。

今日の私の質問は、能登半島地震から1年9か月でありますけれども、この1年9か月を経た中での私なりの地域活動を通して、これはしっかり考えてみたいという課題についてであります。主として橋本厚生企画課長とお話をさせていただくことになろうかと思いますが、場合によっては部長さんとか、関係の次長さんにもお尋ねするかもしれませんのでよろしくお願いします。

1年9か月の経過がありますが、まだ半壊の住宅に住み

続けている、半壊というのは、230%以上の損壊ということですから、傾いたり、液状化で畳がちょっと傾斜しているような自宅で暮らしている高齢者、独り住まいの方がいらっしゃったりして考えさせられます。

住み慣れた地区から遠い市内外への賃貸住宅での生活を 続 け て い ら っ し ゃ る 方 、 3 年 間 の 家 賃 免 除 等 が あ る ん で す が、その先の見通しも立たない中で、住み慣れた地域を離 れて不安な毎日を過ごしていらっしゃる方ともお会いをし たりしています。氷見の被災が集中した地域では、まだブ ルーシートの家並みも残っておるわけであります。私はま だまだ被災者の生活困難、苦労は続いていると見ています。 この間、今日は氷見のことが中心になりますが、被災地 域を中心にした所帯や人口の減少も著しいものがあります。 氷見の場合は、この1年9か月の間に1,800名近くの人口 が減少しました。相当な所帯数になります。これは震災以 前の平常時の年間の人口減少は500人から600人であります から、年間に換算しても三、四百人多いんですね。震災の 影響が人口減少と地域の疲弊、コミュニティーの崩壊とい いますか、今、公費解体も相当進んで空き地が目立ってお りまして、地域コミュニティーの崩壊を非常に実感いたし ております。

今日、取り上げたいと思っておりますのは、生活・住宅再建関係の中核の事業である被災者生活再建支援制度の実施状況を中心にして取り上げたいと思っております。この常任委員会では公費解体について、今まで何回も議論してまいりましたが、医療・介護の関連もいろいるを得ません。でございますが、今日は時間の関係で絞らざるを得ません。そこで、震災からの生活・住宅再建の要である被災者生活再建支援制度についてでありますが、住まいの再建支援

に係る支援制度のまさに中核であります。半壊は県制度の

対応になっておりますが、中規模・大規模半壊から全壊等は国の制度の対応になっておりまして、住宅の建設、購入から補修、賃貸までのそういう幅広い事業に対して、基礎支援金とか加算支援金が制度としてあるわけであります。

そこで、橋本課長にお尋ねしますが、まず、この被災者生活再建支援制度の実施状況についてお尋ねをしたいと思います。

橋本厚生企画課長 県では、これまで国の被災者生活再建支援制度に加えまして、国の制度の対象とならない半壊世帯に対し県独自に支援するなど、被災者の住宅再建支援に取り組んでいるところでございます。

支援状況につきましては、8月末現在で、国支援制度は440件、支給額は6億4,912万円余り、県独自の支援制度は195件で、支給額は9,474万円余りとなっております。

菅沢委員 そこで、今、御報告をいただいた数字をどう評価 をするかということで、事前に自分でも検討してみました。

例えば国の制度、先ほど申し上げましたような基礎支援金と加算支援金があります。県制度は、国の制度で対応できていない半壊を対象に、県の独自制度で対応されているものであります。国の制度では全壊、大規模半壊、中規模半壊が対象で、件数が440件ですね。実施率は78%近です。県の制度では、全部で195件でありまして、これはいわゆる半壊が対象ですから、県下には516件ありまして、37%の実施率ということになるわけであります。

氷見市は、全壊、半壊以上の数が非常に多いのでありますが、大体似たような実施状況と見ております。この数字をどう評価するか、課長はどう見ますか。

橋本厚生企画課長 今ほど委員が言われましたとおり、被災者生活再建支援金には住宅の被災程度に応じて支給されます基礎支援金と、住宅の再建方法に応じて支給される加算

支援金がございます。本県で予算計上されておりますのは 県制度分、つまり県独自に支援します半壊世帯の加算支援 金分となります。

県制度分の予算は、これまで 4 億 500万円を計上しておりまして、当該予算の執行状況条件につきましては、令和7年8月末現在で、先ほど申し上げましたが 9,474万円余りとなっておりまして、率にして約 23%となっております。現在、各自治体におきまして、まだ申請を受け付けている段階でございます。特に加算支援金の申請期限は令和 9 年1月31日までとなっております。このため、現時点でのこの率の高い低いといった評価はできません。

菅沢委員 今の御報告で、予算ベースでの執行状況についてもお話があって、県の単独事業の半壊対応では23%レベルということであります。大変期待が持たれた、被災住民にとっては非常にありがたい支援の追加なんですけれども、私は、これもかなり低いなと見ております。

そこで、私、ちょっと制度的なことで、まず確認をしておきたいことがあります。この被災者生活再建支援事業の申請期限ですね。課長は今のお話では、加算の支援金については令和9年1月31日と、つまり37月以内ということなんですが、基礎支援金はもっと早い段階で締め切られているんですか。

- 橋本厚生企画課長 支援金の申請期限につきましては、被害の程度に応じ一律支給されます基礎支援金部分につきましては、申請期限の延長の要望がありました氷見市など5市においては、来年、令和8年1月31日までとなっております。
- 菅沢委員 基礎支援金の当初の申請期限は令和7年1月31日、 13月以内であったのが、延長されたという経緯はどういう ことでしょうか。

橋本厚生企画課長 こちらは、被災市である氷見市さんなど の要望によるものでございます。

菅沢委員 私は、ちょっと議論をさきに返しますが、先ほどの国制度、県制度も含めて、件数の面での実施率、そして予算執行ですね。国の場合は、公益財団法人都道府県センターで事業を実施しておりまして、令和7年度予算は約273億円。全国の分を一括して計上しており、富山県分を切り出すことはできないというお話の中で、予算ベースの執行率は把握できないということで、これも理解しかねる意外なお話だったんですが、県単の事業では23%ですから。

それで、私は、せっかくの生活再建支援制度事業の実施率が非常に低いなと、なぜなのかなと。しかも、基礎を対金の申請期限を延ばしたという背景の中に何があるのなないので検討して、地域でもいろんな現状でまりと、いろいところ、1つは公費解体の影響でする投資をです。生活再建支援金ですりまりででです。中請があって公費解体の前置主義というのがあるわけで基でするには、公費解体の前置主義というのがあるわけで基でしまり公費解体の遅れがあって、申請ができないので基礎支援金の期限が来年の18月に延びているんじゃないでしょうか。

さらにもう一つ、液状化対策の遅れです。液状化対策の執行保留という制度があるのを御存じでしょうか。液状化の甚大な被害が氷見市内等で面的に70ヘクタールほどに広がっておりますが、その中で公共事業と一体の面的な状化対策は3地区で、13ヘクタールほどで実施されるという方のが示されたのは今年の7月なんです。つまり、この間、7月までは、氷見市の70ヘクタール近くの液状化被害の地域では液状化執行保留という方針が取られたんです。これも私は遅れている背景にあるんじゃないのかなと。

さらには、先ほどから冒頭、コミュニティーの崩壊とい

うことも申し上げてまいりました。元の被災地の場所に帰って家を建てたいと願う気持ちは持っておっても、後々な事情の中で、様々な支援があっても、なかなか元のとことでも、なかなかったほど事情でで、極難という中で地域を離れていく。先ほど事情の中で需要が低迷していると。件数の面でも、予算の中で需要が低迷していると。件数の面でも、課長はどのように受け止められますか。

橋本厚生企画課長 今ほど委員からいろんなお言葉をいただ きました。

その中で、公費解体の遅れが原因ではないかということもございました。確かに被災者の住宅再建支援金の申請に当たりましては、市町村が発行する解体証明書等が必要な場合があることから、公費解体が遅れることによりまして、申請給付が遅れることが懸念されるものでございます。現行制度上は、解体証明書等は、公費解体が完了したことをもって発行されていることとなっております。

今後どのようにすればよりよいやり方になるのかにつきましては、本制度を所管する内閣府に対しまして、必要な働きかけを行ってまいりたいと考えております。

菅沢委員 課長の答弁では、私は理解が十分できないのでありますが、先ほど3点に絞って、せっかくの生活・住宅再建の要である制度の実施が思うように進んでいない背景を幾つか申し上げたんです。それを肯定的に検討対象として受け止めるのか、それは国等に報告したり、意見を求めたり、協議をするのはいいのでありますが、3点の指摘について、受け止め方はどうなのか再度尋ねます。

橋本厚生企画課長 先ほども申し上げましたけれども、やはり支援金の申請期限まで時間があるということで、被災者

の方は今後どう生活するかということを考えておられる時期かと思います。

その被災者の方が今後どうしたいか、住み慣れたところに引き続き住みたいという意向をお持ちであれば、その意向を十分尊重の上、進めていくのが適切かと思っております。

菅沢委員 どうもかみ合った議論にならないよね。先ほどの 議論の中でも、基礎支援金の申請期限が延長されたのか、 その背景に何があったのかという分析をちゃんとしないと、 今の問題は解明されないと私は思います。

私は、公費解体の遅れが最大じゃないかと、液状化対策の保留ですね。何で保留しなきゃならんの。県は去年の5月に最大766万円の新しい県単の制度を創出した。これも非常に執行率が悪いんだけれども、そうで出状化対策の保留とか公費解体の遅れ、コミュニティーの崩壊現象があって、元々住んでいた地域で建てたいけれどもということがは、水年の1月まで状況を見るということでは、直面当面している深刻な課題への対処方針は出てこないと私は思っています。

時間の関係がありますから、次へ議論を進めます。

今度は給付額の問題です。先ほどからのお話のように、 基礎支援金の給付額は全壊で100万円、全壊ですよ。大規模半壊では50万円、中規模半壊はないんですけれども、それに加算支援金が200万円とか100万円とか50万円。建設、購入、補修、賃貸で違うんですけれども、この額では今日の物価高騰、経済情勢の変化、建設資材の高騰、人件費の高騰、業者不足の中で、この支援制度の範囲内では、特に高齢所帯なんかは踏み出せないわけです。いろんな融資制度とか、様々なことが打ち出されてはおりますよ。県も、 宅地・住宅復旧パンフレットの中で幾つかの事例を示しておりますけれども、建設費や諸費用の高騰の中で、考え込んで悩んでいる人が多いのであります。高齢化の実態もあるわけであります。私はそういう意味で、この給付額の低さもまた、この制度の実績がなかなか上がらない背景にあるのではないかなと見ております。

頂いた資料で見ると、氷見市でも全県でもそうですが、 国の制度で1件当たり141万円、県の単独の事業では48万円近くの支援を受けております。先ほどのような事業実績の中でありがたいと、皆さん思っていらっしゃるんですけれども、これだけではなかなか対応できないというのが多くの被災者の実感ではないのか思っております。いかがですか。

- 橋本厚生企画課長 金額につきましては、国制度でございま すので、こちらのほうで高い低いという話はありません。
- 管沢委員 これは橋本課長、これで1年半以上議論してきております。氷見市当局関係者、県の関係者の中でも、十分とは言えないと。この給付金の性格については、生活や住宅再建の後押しをするという意味なんですよ。その後押しという意味でもこの額ではちょっと問題だということが大きな議論になっているわけです。これをあなたが存じないんじゃ済まないのよ。いかがですか。
- 橋本厚生企画課長 当該制度が生活の後押しということは誠にもってそのとおりかと思います。ただ、それをもって金額の高い低いということは、今の段階では私からは何とも申し上げられません。
- 管沢委員 実はこの制度ができたのは1998年、今から二十数年前ですね。その後、中越地震があったりして2020年に大きく改正されるわけです。そのときに現行の給付額が打ち出されました。さっきの基礎支援金100万円、加算金200万

円とか。2020年の改正ですから、もう五、六年経過をしているということなんですよ。そのことが大変大きな問題になって、全国知事会等でもこの見直しを国に対して要望がなされていると思いますし、氷見市なんかからも強い声が起きている。関係住民からはもちろんであります。これだけでは、物価上昇の影響下にあって、後押しになり得る金額とも言えない、支援額の引上げを求める声が非常に強いわけです。

そこで、県当局もその辺はしっかり認識をして対処していくべきだと思っています。そういう中で、実は県単の半壊被災者に対する例の50万円の制度も導入されているわけでしょう。

私は、最後に尋ねようと思っていますけれども、この被 災者生活再建支援制度そのものの大きな全国的な論議のう ねりがあるわけです。これだけ大きな激甚災害が多発して いますからね。国の制度にプラスする、いわゆる追加、上 乗せです。そして、この富山県の独自施策、横出しですね。 これが現実にあちこちで行われていて、富山県のレベルは 一体どうなのかということを最後にお尋ねしたいと思って います。今回の能登半島地震においても、石川県の場合を 見てみますと、ここの辺のところが大変議論になって、そ して県もかなり思い切った対応をしてきていますよ。これ はあなたから頂いた資料の中に石川県の事例があるわけで、 例えば石川県の場合、新築購入に対するさらなる支援とし て 最 大 200万円 プ ラ ス 。 財 源 は 復 興 基 金 で す ね 。 そ れ か ら 、 いわゆる修繕に対するさらなる支援として最大100万円、 これはいわゆる創造的復興支援交付金ですね。 実はこの 2 つの財源は、石川県の場合は特別交付税を財源にした基金、 それから支援交付金等400億円から500億円の財源が用意さ れておりますから、富山県とはその辺、かなり違う状況が

背景にあるにしても、要はそういう被災住民に対する思い切った追加、上乗せ支援が石川県等では行われているわけです。また今度は石川県と富山県で事情が違うなんていう答弁になると困るんですが、私は被災の実態は、石川県の能登も氷見市も変わらないと思っています。石川県との違いも含めてどう見ていますか。

橋本厚生企画課長 石川県との違いでございますが、石川県には、委員もおっしゃいましたように、国により講じられました復興基金や、創造的復興支援交付金がありますが、これは能登半島地震での甚大な被害や、その後の奥能登豪雨においても、度重なる被害を受けたことから、これらの基金等を活用して被害状況に応じた対策を講じられているものと承知しております。

委員御指摘の自宅を新築購入する場合の最大200万円の支援につきましては、石川県の中でも能登半島地震や、その後の豪雨による被害がありました内灘町以北に限った地域への支援であるとお聞きしております。

一方、本県では、国の被災者生活再建支援制度の対象とならない半壊世帯に対し、県による支援制度や自宅再建時の借入金に係る利子助成など、被害の実情に応じて被災者支援を拡充してきたところでございます。

引き続き被災地の状況をきめ細かくお聞きしながら、必要な相談に対応するとともに被害の特性などを踏まえまして、同一災害において被害の程度が同じであれば、居住地にかかわらず同じ支援を受けられるよう、被災者生活再建のための支援のさらなる充実を国に働きかけてまいりたいと考えております。

管沢委員 聞き取れなかったんだけれども、内灘が何とかと おっしゃったよね。石川県の新築購入に対する追加支援や 修繕に対する追加支援は内灘で限定されているの。これは、 能登だけじゃなくて石川県全県に拡大されたものもあるよ。 あなた、何か勘違いしているんじゃないの。

- 橋本厚生企画課長 すみません、石川県の全ての支援制度に 関する資料が今手元にないので分かりかねますけれども、 また勉強してまいります。

実際、氷見市の令和8年度の国や県に対する要望の中で、 能登半島地震の復興に向けた取組に対する財政支援策の創 出という新規事業があります。能登創造的復興支援交付金 と同様に自由度が高く、補助率も特例的に引き上げられた 交付金による財政支援の創設を求めるというもので、県の 重要要望にも載っているわけです。

国会においては、この辺の抜本的な見直しに向けて、野党全党一致で、さきの通常国会の冒頭に提出されては続いる。国会解散とか参議院選挙、さらにはれたの中で先送りるがの中で先送りるがの中で先送りるいるけれども、国会審議もここに向けて進みつある取けるけれども、国会審議もここに向けて進みつある取けです。そういう中で、富山県が何で消極的な姿勢を取りのか。もっとその辺は、この行政の先頭に立つ厚生部がのかり対応しないといけないと思いますけれども、どうです

か。

橋本厚生企画課長 富山県においても、国へ要望しているところでございます。令和7年度に入っても被災者の生活再建を要望しておりまして、具体的には地域福祉推進支援臨時特例交付金制度について、地域にかかわらず平等な支援が行われるよう要望しております。また、被害の特性や物価の状況に応じた支給額の増額や支給対象の拡充などを要望しているところでございます。

一方で、国における支援制度や交付金の配分といいますのは、被害規模や被災世帯数などを総合的に勘案して判断される仕組みとなっておりまして、石川県と本県では、その規模に大きな差があったことから、制度上、同じ取扱いには至っていないという現状がございます。

ただ、そういう現状にありながらも本県におきましては、被災されたお一人お一人の生活再建は極めて重要でございますので、国の制度を最大限に活用するとともに、市町村と緊密に連携しまして、可能な限り支援が行き届くよう努めてまいりました。今後も県民の皆様に不公平感が生じるととのないように国に対して制度改善改正、財政支援を強く要望していきたいと思います。

菅沢委員 災害復旧・復興関係の予算を見たときに、石川県は確かに1兆円を超えていて、富山県は4,000億円レ巡色にあります。本会議の知事答弁でも富山県の施策に遜や住ないみたいな言い方だったけれども、私は現場の生活や住宅を再建したいと願う住民の実態の中から、制度の利用状況も見ながら問題点を指摘し、改善を求めているわけです。何も石川県と富山県の予算の比較で、石川県が1兆円を超えている開題だなんていう、そんな予算額を見て議論しば低いから問題だなんていう、そんな予算額を見て議論し

ているつもりは毛頭ありません。住民の、市町村の実態や 意見に私は寄り添って、1年半、地域を駆けずり回って活 動してきた中から問題点を指摘しているわけです。そうい うふうに受け止めていただきたい。いかがですか。

橋本厚生企画課長 被災者の皆様から支援が足りないとの声 がありますことは真摯に受け止めたいと思います。

県といたしましては、財源に制約がある中でも、相談体制の強化や市町村など関係の皆さんと連携しまして、被災者の負担を軽減するため努めてまいったところでございます。

今後とも、被災者の実情に即した具体的な支援の充実に 取り組んでまいりたいと考えております。

菅沢委員 もうやめますけれども、かみ合わない。県も、もう少し市町村や地域住民に寄り添って仕事してもらいたいと思う。立派な方々で、一生懸命に日常の業務に取り組まれており尊敬はしますけれども。先ほどから幾つか、私なりに重大な指摘、現場からの声を届けさせていただいたんです。

最後になりますが、国は1998年に被災者生活再建支援制度を創設して、2020年に大きな給付額の改定を行っているわけでありますが、それでも先ほどから申し上げましたように、対象にしても、給付額にしても、現状の実態に合わないという中で、いわゆる追加上乗せ、独自横出しを都道府県はこの期間ずって行っております。

富山県の典型的な例は、今回の半壊に対する加算支援金 50万円の給付ですね。これはもう富山県の独自というより も、全国横並びでどこでも行われている制度改正なんです。 国の制度の適用外の災害に対して、ほかの自治体では、市 町村と同等の支援をしているところや、上乗せしていると ころでは大規模半壊以上、中規模半壊まで広げているとこ ろもあります。横出しでは、半壊、<u>準中</u>半壊まで広げている自治体も現れています。こうした中、富山県はどの程度こういった見直しを行ってきているのかという根本的な議論が、私はもっと前から必要だと思っていました。県の姿勢が問われるんじゃないかという私の思いもあります。橋本課長、この辺はいかがですか。

橋本厚生企画課長 県内の自治体、あるいは県におきまして、 生活再建支援制度の上乗せ、横出しというのは、先ほど委 員がおっしゃったような半壊世帯の加算部分だけになるか と思います。

やはり本県といたしましても、先ほどからの繰り返しになりますが、財源に制約がある中で、市町村など関係の皆さんと連携しまして、被災者の負担を軽減するための工夫を行ってきたところでございます。

今後とも、被災者の実情に即した具体的な支援の充実について、委員から御提案のあった件も含めまして検討し、 取り組んでまいりたいと思います。

- 管沢委員 被災者生活再建支援制度に対する上乗せ、横出しについて、富山県はどのような独自の施策を打ち出しているのかと。今度の震災では、半壊についての加算支援の50万円はあるわけですけれども、もっと全体的にどういう状況かということをお聞きしているわけです。富山県の災害対応への基本姿勢が問われるなと思うもので、有賀厚生部長に御答弁いただける範囲で結構です。いかがですか。
- 有賀厚生部長 質問をもし捉え切れていなかったら恐縮ですけれども、生活再建支援制度に対しては、国の制度があって、県は半壊に対するものを<u>横出し</u>上乗せしたというのがここまでのところだと思います。

先ほど菅沢委員もおっしゃったとおり、こちらの制度自 体は、復興そのものを保障するものではなくて、復興支援 をするものというのは全くそのとおりであったと思います。 復興支援としても額が少ないというところは、この一、二 年で急に物価高騰が進んだということもございますので、 引き続き検討していかなければいけないと思います。

ただ、この常任委員会の場で、そのお金をどうするということは直接申し上げられないんですけれども、ただ、高齢化が進んでいる地域で災害があると、高齢ということもあって今後どうしていいか分からないというような苦しみを抱えていらっしゃる方が多いのかなとは思います。

我々県のほうから直接どうしたらこの支援金を使っていただけるのかみたいなことを被災者の方にお聞きするところまではいけていないのですけれども、そこに関しては、やはり市町村が最前線でありますので、現状や、どうや路たら具体的な支援が実際に届くのか、どのように一歩を踏み出すかということに関しては、市町村ともう少し具体的に議論していく必要があるかなと思っております。

菅沢委員 事業実績に対して、これまで私の見解を申し上げたわけです。遅れているなとか、そういうことを批判的に申し上げているわけじゃありませんよ。難しい業務ですから。また、市も県も多忙を極める中にあります。しかし、経済情勢の変化等いろいろお話しになりましたが、金額の面でも、後押しとして不十分じゃないのかと。

そういう意味で、石川県の独自対策は、財源が用意されているというのもあるかもしれませんけれども、富山県はやはり不利な状況があるのかなと。ただ、それが住民の暮らしや再建に悪い影響を及ぼすと、これは大変ですから、氷見市も要望で特例交付金の制度の創設を求めているわけです。県もそうだと思います。

こうした状況について、部長に最後に見解をお尋ねをしておきたいと思います。改めてお願いします。

- 有賀厚生部長 今後どうするということはこの場でお答えするのは差し控えたいと思うのですけれども、そのような御意見・御要望があるということに関しては、またほかの部署とも検討しながら、受け止めていきたいと思っております。
- 菅沢委員 県がどういう対応をしているのかということについて、本当は大いに議論したいのです。富山県はその辺不 十分じゃないのかなと思っています。

私としてはもっと住民や自治体とも意見交換をしながら、 もう少し詰めた議論をいつかの機会にしておきたいなと思 っています。

川島委員 竹内部長の最後のお言葉に議員としても考えさせられる部分がありました。信頼のバトンリレーということで、県の仕事に対する信頼や、我々県議会議員の仕事に対する信頼は先人の礎の上でなっておるんだなということを改めて思いました。

そういう意味では、私が感想を言う立場ではありませんが、菅沢委員の質問も、我々自民党も同一災害、同一日ということで常々国にも要望している中で、なかります。 希望が持てない現状にあるとは事ま代弁しています。 机上ではなくて、そういった被災者の声を代弁やったけでありますので、そういったところに施策を見いだせるのか、そういったところに施策を見いただくように、私からもお願いしたいと思います。

それでは質問に入りますが、希望の持てる子育て支援環境の充実についてお伺いしたいなと思います。

これは県看護師協会さんからも、毎年のように切なる要望として受け止めておるところでありますが、県内における看護師さんが、特に若い看護師さん方が結婚されて、妊娠されて、育休に入られて、そして戻ってくるかなという

伊東子育て支援課長 放課後児童クラブに対しましては、加算措置を設けるなどによりまして、長時間の開所を支援してきたところでございます。

令和6年度では、平日18時を超えて開所するクラブは 153クラブ、それから夏休み等の長期休暇中に8時間を超 えて開所するクラブは269クラブとなっております。また 今年度からは、平日の長時間開所加算の要件を18時半超に 見直したこともございまして、さらに遅い時間まで開所す るクラブも増えるものと考えております。

また、待機児童につきましては、一部の自治体で生じておりまして、令和7年5月1日現在の速報値でございますけれども、112人で昨年度から10人増となっております。

委員から御指摘のあった、看護師が預かり時間等の関係から離職される事例もあるということは関係団体からも伺っておりますが、こうした事例ができるだけ生じないよう、 実施主体である市町村においては、開所時間の拡充や待機 児童解消も含め、ニーズを踏まえた必要な受皿の整備が求められます。

県といたしましては、運営費補助に加えまして、放課後児童支援員の確保のための資格取得研修の実施ですとか、常勤職員の確保にも資する処遇改善の拡充、それから施設整備への補助を実施するなど、市町村の取組を積極的に支援するとともに、国に対しまして安定的な運営や人材確保のための補助制度の充実等を要望してまいりたいと考えております。

川島委員 この少子高齢化の中で、県内の放課後児童クラブについては、学校のように再編・統合が図られておるのかなというイメージでありましたが、そうではなくて、クラブ数としては、令和2年、286クラブから309クラブと設置数は増えておりまして、拡充が図られておるということであります。

一方で、待機児童の数は令和2年に合計114名、令和7年9月時点の速報値で112名と、実は待機児童は増加の傾向にあるということであります。射水市は、令和2年から令和6年まではゼロでありましたが、この令和7年速報値で43名ということで、突然待機児童が増えておるという現状にあります。

そして、特に発達障害を持たれた児童さんなどが増えておられて、特殊学級とかかなり増えておる中で、発達での皆さんの皆さんや集団行動が困難な児童の皆さんのましたのかるとで調査を依頼しておるのかなということがでありますが、日々地域でありますが、日々地域でありが1件あったということでありますが、受け入れざるを図るべいという声をたくさん聞きます。ぜひここは調査を図るべいという声をたくさん間きます。でははごさんでありますが、の受け入れざるを図るべいという声をたくさん間きます。でいことは調査を図るべ

きということを申し入れたいと思います。また、児童を預けることができなくて、看護職員が退職や復職時期を延期しているという事例の件数については、県として把握されていないということであります。これも看護協会さんから要望の多い要項でありますので、ぜひ調査されるべきだろうと思います。

ちなみに看護協会さんは、これについて令和6年度実績を把握しておられます。県内10か所の公的病院における看護師職員のうち、保育園の看護困難を理由に復職を延期した看護職員数は21名であります。特に多いのが厚生連高岡病院で7名であります。これだけ看護師さんを確保するのが大変な時代でありますので、これについてはやっぱり問題意識を持たれたほうがよかろうと思います。

また、令和6年度に小学校入学を機に退職された看護職員は、県内で8名おられます。これもやっぱり少なくない数だろうなと思いますので、問題意識を持たれて、対策に当たってほしいと思うわけであります。

伊東子育で支援課長 今ほど待機児童の数を御紹介いただきましたけれども、過去5年ぐらいの推移を見ますと、放課後児童クラブに登録されている児童数もかなり増えているという状況の中で、 待機児童数は増えたり減ったりしており、全体としては、一定の抑制はされています。とはいえ、実際に待機児童が発生しておりますので、さらなる整備が求められると考えております。

いずれにいたしましても、働きたい方が子育てを理由に 離職するような状況が生じないよう、放課後児童クラブ等、 いろんな子育て支援対策も含めて、子育て環境の充実に向 けて検討してまいりたいと考えております。

川島委員 関連して、こども家庭庁が発足して2年半たつわけでありますけれども、子供・子育て家庭を支援していこ

うということで、予算が7.3兆円ほどあるわけです。 費が8兆円ですから、多額な予算だなと思うわけですけれ ども、地方だから、こういったところの予算メニューがか からないのでしょうか。小学1年生の壁の解消であったり、 児童虐待も減っていないわけでありますけれども自然と自然と 別であります。本来ならこども家庭庁から女性のがある を継続できる環境づくりに対して何か予算メニューを を継続できる環境づくりに対して何か予算メニューを活 大きだと思うのですけれども、実は県が予算メニューを活 用していないだけなのかどうか、川西支援監に見解をお聞 かせいただきたいなと思います。

川西こども家庭支援監 細かな数字は記憶しておりませんので正確にお答えできないのですけれども、7.3兆円のほとんどが給付関係です。児童手当ですとか、児童扶養手当に約3.25兆円、あと保育所関係の運営費に2.5兆円、残けが就業の両立支援ですとか、様々細かい多くの事業に配分されているというもので、防衛費と比べて多過ぎるんじゃないかという印象を持たれるんですけれども、ベースとなる給付事業が大半ということであります。

ただ、残りの予算も、それぞれのニーズを細かく見まりに、またなメニューを毎年毎年新規を登事業としてたますでも出してき事業の中から、県の中で、予算しては、そうにおかな事業の中からがまます。今時間にいるとは、予算も、ころでありますがいるといるといるところのでありますがあります。と考えております。

川島委員 ありがとうございます。給付が多いということで

あります。

せっかくされておられることに対して、働く女性から実感をなかなか得られていないという現状がありますので、 ぜひその辺も捉えていただいて、しっかりと施策に反映い ただきたいなと思います。

そういう現状の中、地域でも子供の預かり事業を頑張っておりまして、そこに県としても支援をされておられます。 それがとやまっ子さんさん広場推進事業ということで、かねてより地域において、多様な形で子供の居場所づくりを支援されてきておるわけでありますが、これまでこの事業によってどのような成果が出て、どのように課題を捉えておられるのか。

私の地元でも行っている寺子屋サロンは、これで20年近く運営されておりますが、放課後児童育成クラブで溢れいる 子供たち、なかなか機能を果たしているわけけるが、よう鬼界をといて、このでありませんがいるわけけける。 た子供たち過去から帰しておられるわけけてさせると、対しておりませんがいる。 一定の児童施とすると、財政を追りのようにでかいたとすると、財政を見守りなまないの時代にありと、財政を追りのようなと、対けであり、子供たちを見守り育ことに答れてあり、子供をお願いたします。

伊東子育で支援課長 とやまっ子さんさん広場推進事業でございますけれども、平成17年度から県単補助制度として創設されまして、当時、5か所、4自治体で実施されておりましたが、直近の令和6年度では34か所、10自治体まで広がってきております。今年度も新たに実施されている自治体もあると伺っております。

当事業は、地域住民やボランティア等の力を活用して、地域における小学生の放課後の居場所づくりを推進するものであり、公民館や民家などを活用して、比較的容易に取り組むことが可能であるため、地域の実情に応じた放課後児童の受皿の拡大に一定の寄与をしてきたものと考えております。

先ほども申し上げましたけれども、一部の自治体で放課後児童クラブの待機児童が発生しておりますことから、今後もニーズを踏まえた放課後児童の受皿の整備が必要であると考えています。

県といたしましては、放課後児童クラブと、このとやまっ子さんさん広場事業を組み合わせることにより、市町村において、地域の実情に応じた放課後等の子供の居場所づくりが推進できるよう、補助制度の周知ですとか、具体的な事例等の情報提供を行うなど、引き続き支援をしてまいりたいと考えております。

川島委員 ぜひまた P R 含め、その横展開を図っていただきたいと思います。放課後児童クラブの年間運営費は平均して多分 2,000万円から3,000万円ぐらいだろうと思うのですけれども、少子化の時代に合わせた在り方も考えていく必要があろうかなと思いますので、どうぞ御検討よろしくお願いします。

藤井委員長 ここで竹内生活環境文化部長が所用のため退席 をされますので、御了承いただきたいと思います。

厚生環境委員会を代表し、私からも竹内部長のますます の御活躍をお祈り申し上げたいと思います。本当にありが とうございました。

ここで暫時休憩といたします。休憩時間は5分間といたします。

〔休 憩〕

藤井委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑・質問はありませんか。

五十嵐委員 今日は高度救急医療体制について質問したいと 思っています。

ドクターへリが2015年8月24日に運航を開始して、先月でちょうど10年がたちました。富山県はコンパクトな県であり、救急車の到着が全国で最も早い県として知られていたこともあって、ドクターへリの導入に消極的な意見も多かったと思っております。それが構想からたった2年足らずで、異例の早さで導入が決定されたところであります。

昨年度の実績を見てみると、要請件数が436件、月平均で36.3件となっております。導入から1年9か月の実績を見ていると、平成29年6月の予算特別委員会で知事が答えられておりますけれども、救急車による搬送と比較して、治療開始時間が平均32分短縮され、さらに救急時に心肺停止の状態の事例を除く241例の重症事例の事後検証の結果、ドクターへリにより死者数が約5割削減されたこと、また重い後遺症を残した患者も5割減少したことなどが報告されておりました。

本年度で運航開始から10年を迎えましたが、ドクターへ リ事業の成果と課題をどのように考えておられるのか、導 入に尽力されまして、フライトドクターとしても活躍され た小倉参事にお聞きしたいと思います。

小倉医務課長 富山県ドクターヘリにつきましては、委員から御紹介ありましたように平成27年8月24日に運航を開始しまして、基地病院や受入れ病院、消防機関などの連携によりまして、10年を迎えました先月の8月末までの出動件数は6,461件となり、1日平均にしますと約2.1件と、実績を上げているところではあります。

その中にありまして、救急医などによる速やかな治療の

開始によって、ドクターヘリでなければ救命することができなかったと想定されます数多くの案件に対応してきたと ころであります。

一方で、課題としましては、本県ではより迅速な出動を 請をとするために、119番通報内容にあららりを めたキーワードが含まれる場合、自動的にド用して のましたキーの形となるキーワードが含まれる場合、 のまする取扱いたなるキーリがはないが生じかに では、当動後や病院の関係者、運航業者と検証を でに、平成29年、令和4年と見直しを行っります に、引き続き関係機関と検証・協議を重ねてまります。 考えております。

今後とも引き続き安全運航に努めるとともに、一人でも多くの傷病者を救うために、関係機関との連携の下、地域 医療の実情も踏まえまして、ドクターへリを活用した高度 救急医療体制の充実・強化にしっかりと取り組んでまいり たいと考えております。

五十嵐委員 去年の実績を見ても、連絡を受けて、ミッションを中止したのが187件ということで、比率からいくとやっぱり高いのかなと思っています。そういった意味で、キーワードも含めて、連絡・通報体制の確立を図っていかなければいけないのかなと思っております。

去年の1月1日の能登半島地震において、富山県を含む中部8件で、令和2年に締結した大規模災害時におけるドクターへリによる広域連携協定に基づいて、富山県のドクターへリも出動していますが、石川県からの患者23名の受入れを行ったということであります。

一方で、石川県とは平時には共同運航していないという

のが現状であります。現在は岐阜県のみと、協定に基づいて高山市、飛騨市、白川村も、富山県ドクターへリの運航 範囲としているところであって、昨年は28件の要請があったと理解しております。石川県とも共同運航を実施することで、両県にメリットある運用ができると考えております。

具体的には、両県の基地病院からの所要時間を比較すると、珠洲市は石川県のドクターへリで40分圏内としておりますが、富山県のドクターへリでは25分圏内であろうと思っています。また、輪島市や能登町、穴水は、石川県のドクターへリでは30分圏内に対して、富山県のドクターへリは20分から25分圏内というところではないかと理解しているところであります。一方、県内西部の小矢部市やの一部などは、石川県のドクターへリにより、より早く現場へ到着できると理解しております。

また、富山県や石川県のドクターヘリが重複要請により出動できない場合は、片方の県のドクターヘリが出動することで、相互に運航体制を補完することも考えられます。 石川県ともドクターヘリの共同運航に関する協定を締結すべきと考えておりますが、小倉参事の所見を求めるところであります。

小倉医務課長 本県のドクターヘリに関しましては、委員御紹介のとおり本県全域に加えまして、岐阜県飛騨地域北部 を運航の範囲としております。

これは、岐阜市内に基地病院におきます岐阜県ドクターヘリよりも本県のドクターヘリのほうが早期の救命処置が可能であるという観点から、岐阜県からの求めに応じまして協定を締結し、運用しているものであります。

石川県との共同運航に当たりましては、両県がカバーし合うことで救命の可能性が高まる場合がある一方で、両県のどの地域を互いにカバーし合うのかや、本県ドクターへ

リが石川県内で活動することにより、重複して発生する本 県の傷病者への対応ができなくなるおそれがあるのではな いかといった点につきましても検討する必要があると考え ております。

富山県では、来月に石川県の担当課と打合せを行う予定としておりまして、こうしたメリットや、またデメリット についても整理し、共同運航の可能性を模索してまいりたいと考えております。

五十嵐委員 今ほど答弁あったように、やはり岐阜県の場合は、岐阜県側から申入れがあって締結したということであります。先ほど話したように、富山県と石川県を比べると、石川県の能登半島は圧倒的に富山県に近いわけであって、富山県のメリットよりも石川県のメリットのほうが多いのかなと理解しております。

そういった意味で、来月、石川県の担当者とじっくりと協議していただいて、やはり一命を取り留めるための救急 体制の整備を絶えず考えていただきたいと思っております。

ドクターヘリの運航時間は、午前8時半から日没または午後6時30分かのいずれかの早い時間となっております。 夜間飛行は実現しないことになっているわけであります。 主に運航時間外となる午後6時から翌朝午前8時までの時間帯においても、令和5年度の統計で1万9,900件余りの 年間の割合として40%の救急搬送が発生していると理解しております。また日中であっても、天候不良の際は運休になることも考慮すると、ドクターヘリの運航時間外にも、その機能を補う高度救急の仕組みが必要であろうかと思っています。

南砺市民病院においては、地域密着型ドクターカーが運用されており、令和6年度の出動件数は289件でありますが、人手不足の影響もあって、運用時間は主として平日の

午後のみとなっていると聞いております。南砺市民病院のドクターカーの運用時間を広げていくこと、また県東部にもドクターカーを配置できるよう県が整備していくことが必要ではないかと思っております。

南砺市民病院のドクターカーは、早期の救急医療体制の確保に加えて、在宅での終末期における救急医療現場の混乱を解消することも目指しておりまして、このような地域密着型ドクターカーの取組を充実させていくことが、高度救急医療体制の充実につながると考えております。

このほか、県内の5つの消防本部では、消防の救急車が病院にドクターと看護師を迎えに行くピックアップ方へのの運用がなされておりますが、病院保有のドクターカーのみならずピックアップ方式で消防と地域の病院が消防本部では、また、県内の幾つかの消防本部では、また、県内の後のかの消防本部員が大きをも考えられますして、医療スタッフが同乗して対して、を療スタッン型ドクターとは、急車とともに待機して、医療スタッン型ドクターとは、場に出動するというワークステーション型ドクターと対に出動するととなどの連携も考えられるわけであります。

ドクターヘリと地域密着型ドクターカーの取組を充実させることは、高度救急医療の充実につながると考えますが、小倉参事の所見を求めます。

小倉医務課長 救命救急医療の充実に当たりましては、消防本部の救急救命士などによる救急車搬送を基本としつつ、ドクターヘリやドクターカーにつきましては、傷病者の発生場所や傷病内容などに応じまして、医師や看護師が発生場所に出向き、速やかに治療を開始するメリットを生かすなど、双方を組み合わせて総合的に運用していくことが重要であると考えております。

ドクターカーの運用につきましては、従事する医師などの確保の課題に加えまして、病院がドクターカーを所有する場合、車両の購入や維持、運転手の確保など負担の大きいことが考えられます。

本県では、県内5つの消防本部と受入れ病院との協定に基づきまして、消防本部の救急車が病院で医師などを同乗させ現場に向かうピックアップ方式による取組が行われてきております。

また、委員からも御指摘がありましたが、南砺市民病院のいわゆる地域密着型ドクターカーにつきましては、平時午後の12時半から17時の時間帯におきまして、救急現場に加え、在宅医療の現場にも出動し応急処置を行ったり、入院の必要性を判断したりすることで、地域包括ケアをも支える高齢化が進行する地域に合った運用がなされております。

こうした取組を含めたドクターカーの運用や普及については、高度救急医療体制に加えまして、地域ごとの二次の救急医療体制、輪番制の在り方や、今後も増加が見込まれます高齢者救急患者への対応などとも密接に関係することから、地域ごとに消防本部と受入れ病院、医師会、市町村など関係者による協議を進め、それぞれの地域特性を踏まえた救急医療体制となるよう、その構築につなげてまいりたいと考えております。

五十嵐委員 地域の病院は、本当に赤字を抱えて経営が大変苦しいという状況も続いていて、こういったドクターカーを導入するには、大変負担も大きいのかなと思っております。そういった意味で、やはり県と連携しながら、県内全体をどういった高度救急医療体制をもって構築していと思います。

横田委員 今定例会では、官民連携による空港を拠点とした地域の活性化を図るために、混合型コンセッション導入に係る民間事業者を選定し、来年4月の事業開始に向けた準備関連予算が上程されました。

昨年春の北陸新幹線敦賀開業、そして来年の秋には民間の航空会社ジェイキャスエアウェイズが関西国際空港を拠点に富山、米子への2路線の運航開始を予定されています。これら高速交通網の発達により、本県来訪者の増加が期待されるところであり、観光振興による本県の活性化を推進していかなければなりません。

このような中、先月から今月にかけて、富山県立山博物館を訪問し、その歴史や魅力に触れる機会を得ました。御案内のとおり、本県は立山砂防の世界文化遺産登録に向けて取組を進めていますが、その歴史を伝える立山カルデラ砂防博物館を含めた立山エリアを計画区域として、一昨年の9月に文化観光推進法に基づく計画認定を国から受けました。

これらを踏まえまして、観光振興のうち、特に文化観光推進について3点伺います。

まず、1点目に現況です。今ほど申し上げた国が同法に基づき認定する計画は拠点計画と地域計画の2つがあり、本県は前者でありまして、計画名が立山博物館を中核とした文化観光拠点計画です。そして当計画では、来館者数、外国人来館者数、来館者の満足度、博物館と立山黒部アルペンルートを相互に訪問した者の割合の各指標に対する目標値があると存じますが、現況を杉原文化政策課長にお伺いします。

杉原文化政策課長 今ほど御紹介いただきました令和5年9 月に国から認定いただきました立山博物館を中核とした文 化観光拠点計画におきましては、御指摘のとおり立山博物 館の来館者数、外国人来館者数、来館者の満足度、立山博物館及び立山黒部アルペンルートを相互に訪問した方の割合について、最終年度であります令和9年度の数値目標を設定しております。その数値目標を達成し、立山地域が国内外の方々から選ばれる観光地となるよう、展示資料の磨き上げですとか魅力発信の強化など、様々な事業に取り組んでいるところでございます。

最終年度の目標値に対する現況といたしましては、来館者数は目標が9万人のところ、令和6年度は7万2,000人、外国人来館者数は目標が1,000人のところ、令和6年度は856人、来館者の満足度は、目標が54.3%のところ、令和6年度は53.9%、アルペンルートを相互に訪問した者の割合は、目標が70%のところ、29.7%というところになってございます。総合的に見て、着実に進捗しているものと考えております。

横田委員 今ほど4つ回答いただきましたが、4点目のアルペンルートを相互に訪問した者の割合以外は順調に推移してきているのかなと思います。引き続き進めていただければなと思います。

続きまして、計画認定後に、令和6年能登半島地震が発生いたしました。立山エリアの活性化が期待されていた黒部宇奈月キャニオンルートの一般開放、旅行商品化開始が令和8年度以降となりました。このほかに、先月から報道のとおり立山方面への移動手段として利用されている富山地方鉄道が、一部区間の廃止の方針を決めました。

これら社会環境が様々に変化している中、計画目標達成に向けた所見を同じく杉原文化政策課長にお伺いします。

杉原文化政策課長 黒部宇奈月キャニオンルートは、立山の新たな魅力を創出し、立山エリアの活性化につながるものと期待をしているものでございます。

このため、立山博物館を中核とした文化観光拠点計画では、キャニオンルートの一般開放に合わせまして、立山の絶景と電源電源開発の歴史に加え、立山信仰をはじめとする歴史文化の体験、体感など、立山の価値を存分に味わうことのできる高付加価値なツアーの造成を模索していくこととしております。おります。

一方で、副委員長御指摘のとおり、キャニオンルートの一般開放、旅行商品化の開始が令和8年度以降に延期になったことところなど、状況は大きく変化しておるところでございますが、先ほど答弁申し上げました計画における数値目標を達成するため、立山博物館では展示解説のリニューアルですとか多言語化、ウェブサイト、オンライン立山博物館の開設など魅力の向上・発信に努めているところでございます。

また、周辺エリアでは、立山黒部アルペンルート内のホテルですとか山荘でのサテライト展示であったり、立山駅、室堂駅でへのデジタルサイネージによる P R 動画での情報発信のほか、計画の共同申請者でございます民間事業者が、立山信仰など歴史文化体験と登山ですとかマウンテンバイクを組み合わせた多彩なツアーを企画、実施しているところでございます。

今後とも地元立山町や関係団体、観光事業者をはじめとした民間民家事業者等と連携し、引き続き本今計画を着実に推進するなど、目標達成に向けて努力をしてまいりたいと考えております。

横田委員 様々な取組や努力をされているということで、感謝と敬意を表したいと思います。

続きまして、最後、3点目に、今回取り上げました文化観光推進に関わります本県の認定計画ですが、これが県東部の立山エリアとなっている点に関して伺います。

皆様ご承知のとおり、県西部地域には、2つの国宝をは じめ、「おくのほそ道の風景地」に指定された有磯海や、 「山・鉾・屋台行事」のユネスコ無形文化遺産などがあり、 これらの活用が期待されています。このように、本県には 様々な歴史文化資産がありますが、その活用についての所 見を杉原文化振興室長にお伺いいたします。

杉原文化政策課長 御指摘のとおり、本県には立山エリアだけではなく、国宝の瑞龍寺ですとか勝興寺、世界遺産の五箇山の合掌造りをはじめとする有形・無形の文化財、特色ある美術館、博物館など、多彩で魅力的な文化資源が県下全域に存在をしております。

文化観光は、こうした各地域の文化資源を活用し、観光振興と地域活性化を図り、その効果が再び文化の振興につながる好循環を創出することを目的としており、県では新世紀文化振興計画の後期重点施策におきまして、文化観光の推進を主要な取組の一つとして位置づけております。

文化観光を進めるに当たりましては、個々の文化資源が持つ価値ある魅力を見つめ直し、訪れる方に歴史的、文化的背景などを理解していただけるよう情報を分かりやすく発信すること、また、個々の文化資源を観光ルートとしてつなぐことが必要であると考えております。

このため、県では、本県が有する世界遺産ですとか国宝、県の美術館、博物館などの文化資源が持つ価値ある魅力につきまして情報を整理いたしまして、とやま観光ナビに特集として紹介しているほか、瑞龍寺や勝興寺をはじめとした県内の文化施設などを巡るバスツアーの造成を支援するなど、県内文化施設の周遊観光を促進する取組を進めているところでございます。

今後とも県内各地の文化資源を活用しつつ、本県における文化観光の充実に向けて取り組んでまいります。

横田委員 バスツアーの造成ですとか、いろんな取組があるということでした。本県における文化観光推進を行うに当たって文化庁においては、今ほど私が取り上げた以外にも日本遺産の認定ですとか日本博事業の推進に取り組まれるなどしておりまして、活用可能な対象物は多々あります。

今回取り上げました県の計画は、立山町や関係団体が共同申請者となっており、県内にはこのほかに14の市町村が存在しますので、私の地元高岡市を含めまして、様々な自治体とも連携して、一層の文化観光振興による本県の活性化を図れるようお願いいたします。

なお、本日の質疑のとおり、竹内部長におかれては、本日午後の高岡市議会本会議で認められれば、10月から高岡市の勤務となります。またこのほかにも、現在県庁に関係される方々が一般職及び特別職、それぞれの立場で県内各自治体にお勤めと認識しています。この点を生かし、県及び各市町村職員の皆様や私たち議会議員を含め、県と市町村が緊密に連携を図っておのおのの発展の取組に尽力くださるようお願いし、質問を終わります。

藤井委員長 それでは、私から質問をさせていただきます。 藤井委員 私からは、医療的ケア児の災害時対応につりの質問させていただきます。9月20日に富山県リハ羽山暦一ション病院・こども支援センターにおいて、呉羽がが層地震により大規模停電があって、その復日の現みがが実際に避難を行うという訓練がありました。この海療的というに避難を行うという調練がありました。この海療等というで、発事対応や、その後の意見交換、また御家等というにとが分かりましたので、今日この場で御確認をさせていただきたいと思います。

まず、富山県内に18歳未満で在宅におられる医療的ケア

児の方は202名、そしてその中でも電源が必要になる児童が76107名でありまして、その内訳が人工呼吸器装着の方が3958名、在宅酸素を使用されている方が3749名と承知をしております。

富山県内の指定避難所で、こういった非常用発電機等の確保状況についてはどうなのか、そして今後の非常用発電機等の整備促進のためにどのように取り組まれるのか、橋本厚生企画課長にお伺いします。

橋本厚生企画課長 避難所を運営する市区町村の指定避難所を対象としました国の調査によりますと、昨年11月1日時点で県内の指定避難所数1,036か所のうち、災害時に利用可能な非常用発電機等を確保している指定避難所数は約半数の559か所となっております。

これに加えまして、今年度、避難所の生活改善などのための国の交付金を活用しまして非常用発電機等の整備を進めている市町村もあると伺っております。

県としましては、避難所運営マニュアル策定指針におきまして、医療的ケアを必要とする方が使用している医療機器の電源の確保が必要になること、そして避難所における備蓄等について、非常用発電機が設置されていることが望ましいとされている旨を市町村へお示ししているところでございます。

今後とも引き続き指定避難所において非常用発電機等の確保が進んでいる他県の取組を調査研究するとともに、市町村との情報共有を進めてまいりたいと考えております。

藤井委員 ここで資料の提示をお願いしたいと思います。よ ろしいでしょうか。

横田副委員長 許可いたします。

藤井委員 これはこども支援センターの小児科の先生から御 提供いただいたものになります。 そもそも指定避難先の環境というのは、日本の場合だとまだまだ整っていない状況で、能登半島地震の活動報告の写真を見ていただきますと、本当に周りの方と一緒に布団で雑魚寝というか、そういった形でいらっしゃいました。

そして、次のページをめくっていただいて熊本地震におきますと、人工呼吸器装着のまま、やむなく車中泊避難を継続されたというようなことも実際あります。

そして、もう一枚めくっていただくと、地域の在宅医ケア児を想定した家族参加型の訓練というのはいろんなところで行われているんですけれども、、富山県において、この富山県リハビリテーション病院・こども支援センターにおいては今回初めて実施されたと承知しているんですけれども、こういった訓練を重ねていくことで、本当に必要なことが分かってくるということです。

最後のページは、自助は当然大事なんだけれども、共助、そして何より医療の力ということ、本気度ということが試されているんじゃないかというようなことで、先生はおまとめになっておられます。特に一番下に書いてございますけれども、一次/時福祉避難所への避難は、この医ケア児にとって難しい問題が多いので、医ケア児や医ケアが必要な方に特化した避難先の確保が必要になってくるんじゃないかというようなお話でありました。

もう一つの資料を御覧いただければと思います。これは 富山県の医師会等で作成されています医療的ケアが必要な 子供たちのための災害時必携ファイル、あんしんノートと いうものになります。個別避難計画よりもより細かく医 ア児の方の災害時のものに対して書かれているもので、 詳細は皆さん、見ていただければと思っているんですれ ども、このあんしんノートも、今回の避難訓練に参加され た御家族は初めてこれを書いてみたと。ただ、書くときに、 やっぱりすごく難しい問題がたくさんあったともおっしゃ られておりました。

ただ、やっぱりこのあんしんノートを書かなければ、逆に言えば避難のときの想定もできなかったということでこのあんしんノートを書くことは非常に重要だということを、その御家族もおっしゃられていたところなんですけれども、医ケア児が災害時に安全で迅速な避難を行うためのとも、医ケア児が災害時に安全で迅速な避難を行うためのとり、県内の医療的ケア児の個別避難計画との策定率といったものをお聞きしたいと思います。橋本厚生企画課長にお尋ねします。

- 橋本厚生企画課長 厚生センターでは、成人、小児を含め難病等により在宅で人工呼吸器や在宅酸素を使用している患者の災害発生時における避難に備えまして、関係機関と連携して支援方法を検討するとともに、その内容を市町村に情報提供するよう努めておりますが、在宅の医療的ケア児の個別避難計画等の策定率につきましては、県では把握しておりません。
- 藤井委員 市町村が主体であるということなんだろうと思いますけれども、把握しないままで結構ですと橋本課長は思っていらっしゃるのでしょうか。今後、調査の計画があるのかどうか、橋本厚生企画課長にお伺いします。
- 橋本厚生企画課長 医療的ケアを必要とする方の個別避難計画の策定に当たりましては、避難先において人工呼吸器などの電源が確保されていること、避難時に医療機器や療養に必要な物資等を持ち運ぶことから、円滑に避難するためには御家族以外に地域住民の方の協力が必要であることなど、検討するべき事項が多いと市町村等からお聞きしているところでございます。

このため、県では、市町村担当者会議等を通じて、医療、保健、福祉など多職種が連携して、実効性の高い個別避難

計画の策定に取り組む事例について、市町村に対し紹介するなど情報提供に努めているところでございます。

今後こうした取組に加えまして、市町村を通じて医療的ケア児の個別避難計画の策定状況について実態の把握を行うとともに、今回実施されました訓練につきましても事例紹介してまいりたいと考えております。

また、医療的ケア児等支援センターなど関係機関とも意見交換しつつ、多職種の関係者が連携を図りながら、計画策定が進むよう市町村の取組を支援してまいりたいと考えております。

藤井委員 そういう意味では、今回の訓練も一つのきっかけ として、ぜひ策定率が上がるような取組というものをやっ ていただきたいなと思っております。

次に、こういった災害時の避難先の問題であったり、それ以外でも、在宅での問題とかを医療的ケア児御本人や御家族とともに、関係機関と調整を図っていく医療的ケア児等コーディネーターという方がいらっしゃいます。今回の訓練でも、この方も参加されておられました。

この医療的ケア児等コーディネーター養成研修、令和元年より県では実施されておられますけれども、研修修了者は何人いるのか、また、県や市町村に配置されている人数はどの程度か、障害福祉圏域ごとでの配置の偏りなどはないのかといったことについて、河尻障害福祉課長にお伺いいたします。

河尻障害福祉課長 医療的ケア児等コーディネーター養成研修につきまして、本県では医療的ケアが必要な児童などを地域で支える体制づくりの一環といたしまして、令和元年より実施しております。これまでに180名が研修を修了いたしております。

また、県や市町村、あるいは圏域において配置いたしま

す医療的ケア児等コーディネーターにつきましては、その 養成研修を修了することが望ましいとされておりまして、 その配置人数につきましては、県では医療的ケア児等支援 センターに2名、市町村では50名が配置されております。

なお、障害福祉圏域ごとの配置人数につきましては、新川圏域が3名、富山圏域が8名、高岡圏域が22名、砺波圏域が17名となっております。各市町村や圏域ごとに適切な支援を提供できるように、地域の実情に応じて配置を進めてまいりたいと考えております。

藤井委員 新川圏域が3名で高岡圏域が22名というのは大分偏りがあるようにも感じますけれども、このあたりは障害福祉圏域もそうですけれども、富山県全体としてフォローをしていただく必要があるのかなと感じました。

また、この訓練の中でも、<u>医療的ケア児等医ケア</u>コーディネーターの実践的な取組、要は養成研修はあくまで机上の訓練でありますので、実践的な訓練や研修ということを重ねていかないと、人数はいても実効性がなかなかないんじゃなかろうかというような御意見もあったところですから、そちらも御紹介させていただきます。

最後になります。人工呼吸器、在宅酸素を使用している 医療的ケア児が安心して避難するためには、医ケア児に特 化した避難所があればいいんですけれども、なかなかそう いったものがないとすれば、医療的処置資機材が提供可能 な小児科病棟を持つ病院への直接避難というのが有効では ないでしょうか。9月20日の訓練も、結局こども支援セン ターに直接避難をするという想定でされていたと承知して います。

そういう意味で、県内の公立・公的病院での医ケア児の受入れ体制がどうなっているのか、令和6年能登半島地震での受入れ実績も含めて、岩村医務課課長にお伺いしたい

と思います。

岩村医務課課長 在宅で人工呼吸器や在宅酸素を使用している医療的ケア児にとって、停電で機器が使用できなくなれば命に関わることになります。

県では、停電時に備えて在宅の患者さんに貸し出せる簡易自家発電装置などを整備する医療機関に対して支援をしてきたところでございます。

一方で、災害時に停電の復旧の見込みが立たないなど自宅にとどまることが困難な場合には、確実に電源が確保できる施設などに避難する必要がございます。

能登半島地震の際には、常時人工呼吸器の装着が必要な 県内の23名のうち、5名が自宅から病院に避難されており ます。そのうち4名はかかりつけの病院に避難されました が、残りの1名はかかりつけの病院が遠方であるため、自 宅近隣の公的病院に一時的に避難し、その後、かかりつけ の病院に移動されております。

公立・公的病院では、おおむね3日間維持できる非常用電源を整備しておりますが、大規模災害時には多くの負傷者が搬送されるなど受入れが難しいことも考えられませる。そのため、各市町村において、病院、福祉避難所など要の入れ体制の整備状況を踏まえ、医療的ケア児ごと必要なの距離などを考慮して災害発生とについて、病院関係機関と検討を進め、個別避難計画を策定していく必要がございます。

今後とも医療的ケア児が安全に避難できるよう避難所の 充実を図るとともに、医療機関、厚生センターなどと連携 を図りながら、実効性の高い個別避難計画の策定が進むよ う市町村の取組を支援してまいりたいと考えてございます。

藤井委員 岩村課長がおっしゃられたとおり、やっぱり個別

避難計画、あんしんノートでもいいんですけれども、こういったものを病院と一緒になって作成していくことが、まず第一歩なのかなと感じておりますので、ぜひ今後ともよろしくお願いします。

今回、9月補正予算にも医ケア児の非常用発電機に関しては、事業者への支援ということで、少しずつ県内にも広がっていることは大変ありがたいことだなと思っているのですけれども、今回の訓練をきっかけに、さらに安心して避難ができるような環境をつくっていければというふうに思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

藤井委員長 ほかにありませんか。 ── ないようでありますので、これをもって質疑・質問を終わります。

5 行政視察について

藤井委員長 次に、閉会中の継続審査事件の調査のための行 政視察について議題といたします。

県内行政視察については、必要に応じて機動的に実施していきたいと考えており、その実施に当たっての日程調整等については委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

藤井委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で付議事項についての審査を終わります。

この際、ほかに何か御意見ありませんか。 —— ないよう でありますので、これをもって委員会を閉会いたします。